

認定こども園 江陽こども園 重要事項説明書

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人寿陽会
所 在 地	青森県八戸市江陽二丁目 19 番 10 号
電 話 番 号	0178 - 24 - 4618
代表者氏名	理事長 菊 池 雪 夫

2. 施設概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園		
施設の名称	認定こども園江陽こども園		
施設の所在地	青森県八戸市江陽二丁目 19 番 10 号		
連絡先	0178 - 24 - 4618		
管理者	園長 今 川 一		
利用定員	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
	5人	35人	35人
開設年月日	平成 27 年 4 月 1 日		
事業所番号			

3. 施設の目的及び運営の方針

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の（小学校就学前の）子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

当園の運営方針及び保育方針は、次のとおりとする。

- 1) 円満な人格の完成を最終目的とし、その基礎を培う幼児期にある児童に対し、最善の環境を整え、最善の働きかけを行う。
- 2) 児童はもとより、日常をともにする職員、保護者の人格の向上のための啓蒙を行う。
- 3) 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
- 4) 地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。
- 5) 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年八戸市条例第 31 号）のほか、子ども・子育て支援法その他関係法令を遵守し施設の運営を行うものとする。

4. 施設・設備等概要

敷地	敷地全体	1,133.15 m ²
	園庭	485.39 m ²
園舎	構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
	延べ面積	468.7 m ²
	築年月	平成8年2月

設備	部屋数	備考
乳児室	1	つぼみ組(0歳児)
ほふく室	1	つぼみ組(0・1歳児)
保育室	3	すみれ組(2歳児クラス) ばら組・ひまわり組(3・4歳児クラス) さくら組(5歳児クラス)
遊戯室(ホール)	1	
調理室	1	

5 職員の配置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主幹保育教諭	1	1		
保育教諭	12	10	2	
調理員	2	2		
その他	1		1	

6. 教育・保育の提供日

1号認定子ども	2号認定子ども・3号認定子ども
ア. 学期 ・1学期 4月1日～7月31日 ・2学期 8月1日～12月31日 ・3学期 1月1日～3月31日	月曜日から土曜日とします。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日)は除きます。
イ. 休園日 ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・夏季休園 7月21日～8月20日 ・冬季休園 12月21日～1月15日	

7. 教育・保育の提供時間

1) 教育標準時間

- ア. 教育時間 10時00分から14時00分
- イ. 時間外保育 7時00分から10時00分
14時00分から17時00分

2) 保育標準時間

- ア. 保育時間 7時00分から18時00分
- イ. 時間外保育 18時00分から19時00分

3) 保育短時間

- ア. 保育時間 9時00分から17時00分
- イ. 時間外保育 7時00分から 9時00分
17時00分から19時00分

8. 教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育その他の便宜の提供を行います。

1) 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

2) 教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基礎の完成に繋がるよう配慮された環境の中、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培い、自身を持って生活できるようにする。

4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

区 分	午前間食	昼 食	午後間食	備 考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

5) その他

時間外保育、休日保育の実施。

9. 利用料金

1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

2) 教育・保育の提供に要するその他利用者負担金等

1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

10. 入園・退園・転園・休園・卒園に関する事項

1) 入園

ア. 当園は、1号認定子どもの入園選考については、原則として先着順とします。
ただし、以下に該当する場合は順に優先されます。

- ①在園児、在園児及び卒園児の弟妹、江陽こども園職員の子及び孫
- ②卒園児の子
- ③その他、世帯状況を勘案することがあります。

イ. 2号認定子ども及び3号認定子どもの入園については、市町村が利用調整を行います。

2) 退園

ア. 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の20日までに退園届を提出してください。

イ. 園長は、次のいずれかに該当する場合には、児童を退園させることができます。

- ・2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・届出なく長期に欠席し、登園勧告にも応じないとき
- ・正規の請求をしたにもかかわらず、保育料を3ヶ月以上滞納したとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1月前までに転園届を提出してください。

4) 休園

ア. 1号認定子どもについて、病気その他の理由により休園を希望するときは、速やかに申し出してください。

イ. 児童が多数伝染病に罹患する等、教育・保育上重大な影響があるときは、休園となる場合があります。

5) 卒園

当園は、児童が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

11. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

1) 小児科

医療機関の名称	中山こどもクリニック
医院長名	中山 信 吾
所在地	八戸市江陽1丁目18-5
電話番号	0178-47-9900

2) 歯 科

医療機関の名称	古川歯科医院
医院長名	古 川 明
所在地	八戸市小中野5丁目11-3
電話番号	0178-22-2882

12. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	
・解決責任者	園長 今川 一
・受付担当者	主幹保育教諭 今川 智子 (担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください)
・相談時間	当園開園日、開園時間内
・電話番号	0178-24-4618 ・FAX 番号 0178-44-9094

第三者委員		
氏名	松橋 富雄	田邊 伸子
住所	八戸市白銀台2丁目9-1	八戸市江陽2丁目17-10
電話番号	0178-33-5903	0178-44-8063
役職・肩書等	八戸市江陽児童館運営委員長	江陽地区主任児童委員

13. 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める消防計画書により対応します。

防災設備	・自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常警報装置・誘導灯 ・非常用電源・カーテン・敷物・建具等の防災処理 ・震災用備蓄：食糧（米・菓子類・乾パン・缶詰） 飲料水（90人×1日分） 拡声器・携帯ラジオ等
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	第1次：江陽公園 第2次：江陽中学校

14. 虐待の防止

当園では、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要措置を講じるものとします。

15. 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する別紙の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16. その他の留意事項

1)送迎は基本的に保護者が行います。保護者以外の方が来る場合には連絡をお願いします。

別表

1. 実費に係る利用者負担額

①利用児童に係る費用

項 目	内容（負担を求める理由・目的）	金 額
		月額 円
		年額 円

②1号認定子どもに係る費用

項 目	内容（負担を求める理由・目的）	金 額
給食費	主食費を含む給食費として（月～金の分として）	月額 4,000 円
		年額 円

③2号認定子ども及び3号認定子どもに係る費用

項 目	内容（負担を求める理由・目的）	金 額
		月額 円
		年額 円

2. 預り保育に係る費用

1号認定こどもに係る費用

通常保育時間内	4 時間 30 分を超える 1 時間当たり 100 円	長期休園期間	1 回 400 円
通常保育時間外	3 のとおり	給食費	1 回 200 円

3. 時間外保育に係る費用

①短時間保育認定の時間外

1 時間	100 円（月上限 500 円）
------	------------------

②利用児童全員（18 時以降）

18 時～19 時	100 円（おやつ代含む・月上限 1,000 円）
19 時以降	15 分毎に 100 円

別表4 休日保育に係る費用

在園児	無料（要代日休暇・代日休暇を取得しない場合 1 回 円）
在園児以外	1 回 円

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を発行します。